

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 27 年度岩国市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 平成 28 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 平成 27 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 平成 27 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 平成 27 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 17 号 平成 28 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 18 号 平成 28 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 28 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 30 号 平成 28 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 58 号 岩国市小中学校タブレット端末等維持管理基金条例

議案第 71 号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 72 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 73 号 岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 95 号 指定管理者の指定について

議案第 96 号 指定管理者の指定について

以上 13 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 15 号 平成 28 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の再編関連特別事業費の小中学校タブレット端末等整備事業に関し、委員中から、本事業で整備される端末を使用した授業は、いつごろから始まるのか、また、全ての児童生徒が端末に触れることができるのかとの質疑があり、当局より、「学校にはできるだけ早く整備したいが、9月に契約、10月に発注を予定しており、その後環境整備などの工事を行うため、端末の使用開始時期は、年度後半となる予定である。また、少人数のクラスは別として、当初は1人1台ではなく、複数人のグループで使用するものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、教員が端末の操作に精通していない場合や、家庭の事情等により、端末を個人所有していない児童生徒がいる場合などは、授業の進め方において何らかの支障がでるのではないかと質疑があり、

当局より、「教員に対する研修は、情報教育の担当教員を中心に進めており、ほとんどの教員は端末の取り扱いには慣れているものと考えている。また今後、端末が普及していく

ことを見据え、授業においてより効果的な活用ができるよう研修を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、衛生費の地域医療推進費の岩国市医療センター医師会病院対策費に関し、委員中から、岩国市医療センター医師会病院は、地域にとってなくてはならないものであることは認識しているが、救急部門の運営については赤字であり、慢性的な医師不足、看護師不足であることなどから、大変な状況下であると思われるが、今後の見通しについてどのように考えているのかとの質疑があり、当局より、「医師会病院の医師数は、多いときでは20数名の常勤医がいたようであるが、現在は10数名と伺っている。平成26年6月に市が策定した「岩国市地域医療計画」の基本理念において、「支えあい、地域で安心して暮らせる医療環境の確立」を目指すこととしており、医療提供体制を堅持するため、医師、看護師、医療従事者の確保に努めているが、なかなか功を奏していない。国において、医学部の定員における地域枠をふやすことで、医学部の卒業者数を増加させるなどの対策を講じていることなどからも、医師等の確保に向けて、今後とも山口県、医師会等と協議を重ねてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、市が努力していることは理解しているが、医師等の確保ができず、運営費における赤字も続いている状況下では、結果が伴っているとは言えないのではないかと。大学と医師会との橋渡し役として、具体的にどういった努力をしているのかとの質疑があり、当局より、「大学の医局からも、派遣できる医師等が不足していることなども伺っていることから、山口県や医師会と共同で、大学医学部の学生に対して、市のPRや、市内の病院への就職について働きかけを実施してきているが、なかなか結果に結びついていない。運営費における赤字についても、医師が少ないことによる救急患者数の減少という側面もあるやに伺っているので、市を挙げて医師等の確保に取り組んでまいりたい。医師会病院におかれては、経費節減や効率化にも努めていただきながら、今後とも安定的な運営ができるよう、支援を継続してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成28年度岩国市介護保険特別会計予算の審査におきまして、地域包括支援センター委託事業に関し、委員中から、地域包括支援センターを委託するに至った経緯について質疑があり、当局より、「年々高齢者がふえていることに伴って業務量が増加していること、平成27年度に制度改正がされたことにより、従来の業務に加え、重点事業が追加されること、地域包括ケアシステムを推進していく上で、地域包括支援センターが中核的な機関として位置づけられることとなるが、直営ではそれに対応する体制の確立が困難であることといったことから、今回委託することに至ったものである」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、委託先が、サービス利用者を抱え込むことが懸念されるとの

質疑があり、

当局より、委員御指摘のとおり、その点については十分承知しており、本市においても、包括支援センターの業務評価表や業務実績を、包括支援センター運営協議会にお示しし、公平中立性の確保が図られるように評価を行うことで、引き続き適正な業務委託の実施に向けて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員外議員から、「前回地域包括支援センター運営業務を委託した際、一部の事業所のみが業務を委託することについて知らされており、地域の関係者や他の事業者には周知されないまま公募・決定がされたことに対する問題点を指摘されていたにもかかわらず、今回も同様な手法で行われている。このことは、業務を受託した事業所とその他の事業所との間における受注の公平性に問題があるのではないか」との質疑があり、当局より、「今回、包括支援センター業務を委託するに当たり、その手法や関係者への周知などについて、さまざまな御意見をいただくこととなり、結果として事業所や関係の方々に対し、御心配を生じさせることとなった。次期の地域包括支援センターの委託に関しては、関連の事業者等にまんべんなく情報を提供するとともに、市民の皆様にお知らせできるように、市報、ホームページ等、あらゆる手段を使って公表をしていきたい。また、公平性・中立性を保つ手段として、日々の活動の中で中立・公正を見つつ、最終的に誰にも納得のいく、公平性・中立性が保てる活動になるよう、支援してまいりたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。
以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。